

## 「こしがやプレママノート」協働発行业者募集要領

越谷市では、市と協定を結び、母子健康手帳交付時に妊婦に配布する冊子として、妊娠中の体のことや、妊娠・出産にかかわる手続き及びサービスなどを掲載した「こしがやプレママノート」を協働発行する事業者を募集します。

### 1 業務概要

- (1) 事業名称 こしがやプレママノート協働発行业者
- (2) 事業内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 発行時期 令和8年7月(予定)
- (4) 発行部数 2,500部
- (5) 発行期間 単年

### 2 選考方法

別紙 越谷市「こしがやプレママノート」官民協働発行业者選考会実施要領に基づき書類審査を行い、事業者を決定します。選考結果は、申込者全員に対し、郵送で通知します。

### 3 応募資格

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 応募日前2年間において、振り出した小切手または手形が不渡りとなり、銀行取引を停止されている者
- (3) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がある者
- (4) 極めて悪質な談合・独占禁止法違反行為等により、越谷市競争入札参加資格を抹消され、当該抹消日から3年間経過していない者
- (5) 暴力団員が実質的に経営を支配する業者またはこれに準ずるもので、明らかに協働発行业者として不適当であると認められる者

### 4 申込み

#### (1) 提出書類

(①～④は1部、⑤～⑨は様式自由で4部提出。提出された書類は返却しません)

- ① こしがやプレママノート協働発行业者参加申込書(別紙1)
- ② 参加資格に係る申立書(別紙2)
- ③ 履歴事項全部証明書の原本(発行後3か月以内のものに限る)
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の原本(その3の3)(税務署が発行したもので、発行後3か月以内のもの)
- ⑤ 協定締結から配布までの事業スケジュールが分かる資料

- ⑥ 原稿制作・編集、印刷、配布、広告販売等、各業務の実施体制が分かる資料
  - \*市と事業者の役割分担が分かるような資料を提出してください
  - \*掲載広告に関する法令違反等のチェック体制が分かる資料を提出してください
- ⑦ 他の自治体との協働発行の実績が分かる資料
- ⑧ その他 PR 資料
- ⑨ 過去に同事業で発行した他市の冊子のうち、本市に提供するものと同程度の品質のもの 2 市分

(2) 提出期限等

- ① 提出期限 令和 7 年 9 月 30 日 (火) 午後 4 時
- ② 提出方法 持参または郵送 (必着)
- ③ 提出先 越谷市子ども家庭部 こども家庭センター 母子保健担当  
(住所) 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号  
越谷市役所第二庁舎 2 階

5 質疑方法

- (1) 令和 7 年 9 月 3 日 (水) 午後 4 時までに、こども家庭センターへ電子メールをお願いします。

越谷市子ども家庭部 こども家庭センター 母子保健担当 電話 : 048-963-9179

E-mail: kodomokatei@city.koshigaya.lg.jp

- (2) 受け付けた質問に対する回答は、令和 7 年 9 月 10 日 (水) までに、申込者全員に対して電子メールで回答します。

6 協定の締結

協働発行业者として決定した者は、市と協働発行业者に係る協定を締結します。

7 選考・協定締結に関するスケジュール (予定)

- 9 月 3 日 (水) 質疑受付期限 (午後 4 時まで)
- 9 月 10 日 (水) 質疑回答 (午後 5 時まで)
- 9 月 30 日 (火) 参加申込書等提出期限 (午後 4 時まで)
- 10~11 月 選考会
- 11 月 審査結果に関して市から連絡
- 12 月 協定締結